

議案第 1 1 5 号

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 7 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い，条例中の引用条項を改正するため。

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年石岡市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「法第6条の2第5項」を「法第6条の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。